

## 長野県小学生バレーボール連盟慶弔規程

第1条 本連盟の慶弔規程を、次のとおり定める。

第2条 役員の慶弔に際しては、各地域選出理事及び評議員の進達により、給付するものとする。但し、返礼を要しない。

第3条 慶事の場合

(1) 本人の結婚のとき 3,000 円

第4条 弔事の場合

(1) 本人死亡のとき 5,000 円と弔電

(2) 配偶者死亡のとき 2,000 円と弔電

(3) 家族死亡のとき 弔 電

第5条 この規程に定めるほか、各地域選出理事及び評議員の進達により総務委員会が給付する必要があると認めたときは給付することができる。但し、金額については総務委員会の協議により決定する。

### 附 則

この規程は平成5年4月1日から施行する。

### 附 則（一部改正）

この規定は平成25年4月1日から施行する。